



下田まち遺産 手帖

[しもだまちいさんてちょう]

vol.23 2023



認定番号：104 下田太鼓祭り

下田市の景観施策のこれまで

下田市の景観への取り組み

下田市は、市民共有の財産である“下田まち遺産”を活かした施策に取組み、景観まちづくりを推進しています。



それは、先人たちから受け継いだ“財産”を“未来”につなげていくためです。

景観行政のあゆみ(※参考『景観用語事典 増補改訂版』1998年 株式会社 彰国社)

- 1888年(明治21) 東京市区改正条例
欧米のような近代都市の実現を目的(都市景観)
- 1897年(明治30) 古社寺保存法
歴史的景観の保全対象を個別の社寺や城跡等に限定
- 1919年(大正8) 都市計画法(旧法)
都市景観の対象が全国に広がる
- 市街地建築物法
建築基準法(1950年(昭和25))の前身
- 1931年(昭和6) 国立公園法
自然風景地における景観保全の始まり
自然公園法(1957年(昭和32年))の前身
- 1966年(昭和41) 古都保存法
京都、奈良、鎌倉などの歴史的風土※1を開発から保護することを目的
- 1975年(昭和50) 文化財保護法改正(伝統的建造物群保存地区)
集落や町並みなど面的な地区の歴史的風致の保存が可能
- 2003年(平成15) 「美しい国づくり政策大綱」発表(国土交通省)
公共事業における景観形成の原則化や景観形成ガイドラインの策定など、15の具体的施策を掲げる

経済成長に伴う都市の無秩序な拡張への対策
↓
景観法成立まで都市景観の基本となる

- 2004年(平成16) 景観法、都市公園法・都市緑地法改正(景観緑三法)
景観について法的根拠を謳った初めての法律
景観の本質から、各地域に主体性を持たせた法体系となり、都市公園法と都市緑地法の改正と併せて一体的な景観行政の道が示された
- 文化財保護法改正(文化的景観)
農山漁村の景観や特徴的な都市景観などを対象とし、背景の社会システムを踏まえた動態的保存が特徴
- 2007年(平成19) 下田市、景観行政団体へ移行
- 2009年(平成21) 下田市景観まちづくり条例制定
下田市景観計画策定
- 2013年(平成25) 地域における歴史的風致※2の維持及び向上に関する法律(通称：歴まち法)
- 2015年(平成27) 下田市景観計画一部改正(届出対象行為の追加等)
- 2018年(平成30) 下田市歴史的風致維持向上計画 認定

※1：わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況(古都保存法第2条第2項)
※2：地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境(歴まち法第1条)

下田まち遺産「知る」ための取組 — 歴史まちづくりの推進 —

下田市歴史的風致維持向上計画 中間評価を実施しました！

下田市は、平成30年11月に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(通称：歴まち法)」に基づき「下田市歴史的風致維持向上計画」を策定し、国からの認定を受けました。認定後、この計画に定めた様々な事業を行い、歴史まちづくりを推進しています。計画期間は10年間となっており、最初の5年間が終了した時点で中間評価を実施することとなっています。

中間評価は、歴まち法に基づいて設置した下田市歴史的風致維持向上協議会において検討し作成しました。今後も引き続き計画に記載した事業を推進しながら、歴史まちづくりを進めていきます。



歴史的風致とは？

「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義(歴まち法第1条)しており、ハードとしての建造物と、ソフトとしての人々の活動を合わせた概念です。

そのため、単に歴史上価値の高い建造物が存在するだけでなく、地域の歴史と伝統を反映した人々の活動が展開されていて初めて歴史的風致が形成されるものとし、この歴史的風致をそのまま「維持」するのみならず、歴史的な建造物の復原や歴史的風致を損ねている建造物の修景等の手法によって、積極的にその良好な市街地の環境を「向上」させることを目的としています。(「歴史まちづくり法パンフレット(令和4年3月)」国土交通省 HP より)

下田市の歴史的風致

下田市は、天城山系から連なる豊かな緑と約47kmに及ぶ起伏に富んだ海岸線を有し、それらが美しい自然景観を形成しています。また、幕末には日米和親条約により開港場となり、了仙寺や玉泉寺といった開国にまつわる国指定史跡を有します。

市内各地には幕末以降に建てられた歴史的建造物が点在し、その周辺において神輿が練り歩く下田八幡神社例大祭等の祭礼行事が行われ、歴史的建造物と市民が主体となる伝統的な活動が一体となり、下田市固有の歴史的風致を形成しています。

1 湊町の下田八幡神社例大祭にみる歴史的風致

2 黒船祭にみる歴史的風致

3 稲穂地域の祭礼にみる歴史的風致

4 天草漁をはじめとする磯浜の営みにみる歴史的風致

5 蓮台寺温泉にみる歴史的風致

歴史的風致維持向上計画における事業の実施

歴史的風致維持向上計画では、歴史的風致の維持向上に寄与する公共施設を歴史的風致維持向上施設として位置付け、これらを整備し適切に管理を行うべく事業を実施しています。令和4年度には、旧町内の市道須崎町本町通線の一部(延長34m)の修景舗装工事を実施しました。事業費は9,199千円。(うち国庫補助4,403千円)



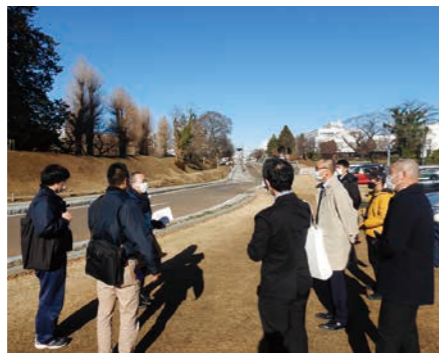
下田市景観計画を見つめ直す

「歴史まちづくり」の先進地を視察しました！—茨城県水戸市—

令和5年2月21～22日に茨城県水戸市を視察しました。水戸市は、「魅力ある都市景観の形成」を目標に掲げ、景観法が施行される以前から市独自に計画や条例を制定し、景観行政を進めてきました。このような先進的な取り組みを、新しい「下田市景観計画」への検討材料とすべく視察を行いました。



水戸市都市計画課景観室との意見交換



現地視察① 都市景観重点地区「弘道館・水戸城跡周辺地区」



現地視察② 都市景観重点地区「備前堀沿道地区」

水戸市の歴史

水戸市の歴史は古く、市内の十万原遺跡では、およそ3万年前の旧石器時代の遺跡が見つかっています。また、縄文時代の遺跡として国指定史跡「大串貝塚」が所在するなど、古くより人々の生活が営まれていました。古墳時代の遺跡である国指定史跡「愛宕山古墳」は、県内で3番目の大きさを誇る古墳で大和政権とのつながりが分かるほか、律令制度下においては常陸国那賀郡の一部となり、郡衙（現在の役所）が所在しました。「まち」の形成は、平安時代末期に現在の水戸城跡に馬場氏が館を構えたことに始まり、その後の水戸城の築城や城下町の形成を経て、明治2年の版籍奉還まで常陸国の中心地として栄えました。

「まち」の形成

水戸市の「まち」は、前述した馬場氏の館から始まり、天正18年(1590)に佐竹氏が水戸城に移った際に城と城下町の大改修を行ったことで大きく栄えました。その後、徳川家康11男頼房が藩主となり徳川御三家に列せられたことから、関東において江戸に次ぐ城下町として拡大整備され、城郭の立地する台地を上市、その東側に望む低地を下市と呼び、今日の市街地の原型となりました。

徳川幕府最後の将軍 慶喜の父である9代藩主徳川斉昭は、学問・教育に力を注ぎ、藩校弘道館（重要文化財・特別史跡「旧弘道館」）や庭園偕楽園（国指定史跡・名勝「常盤公園」）を設けました。これらは現在、水戸市の景観を構成する重要な資源として位置付けられ、周辺地域と一体的に「重点的に景観形成を図る地区」として整備が進められています。

明治時代に入り日本全体が近代化に向かっていく中、水戸市も同様に発展していくこととなります。明治4年(1871)の廃藩置県により、水戸藩の廃止後、水戸県、茨城県となったが、平成11年(1999)に県庁が移転するまで旧水戸城内に県庁が置かれ、県都として近代から現在まで中心市街地としての役割を持ちます。また、明治22年(1889)に施行された市制町村制において全国31市の内の1つとなり、多くの都市的施設が整備され、城下町としての景観を基盤に近代都市としても発展しました。こうした近代都市としての発展が進む中、太平洋戦争末期の昭和20年(1945)8月2日未明、後に「水戸空襲」と呼ばれるアメリカ軍の大規模な空襲を受け、中心市街地の多くの建物が焼失しました。その焼失面積は、まちの8割～9割に及ぶといわれます。これにより近代化により新しく形成されてきた街なみや建築物、近代化以前より存在した歴史的建造物の多くが失われました。

終戦後、復興した中心市街地は旧水戸城とその城下町の地形や町割を生かし、新しいまちへと生まれ変わりました。歴史的な景観を生かしたまちづくりを進め、常盤公園やその周辺地域の環境整備、旧弘道館・水戸城跡周辺地区を都市景観重点地区としました。戦災を逃れた歴史資源を生かしつつ、戦後復興、都市化へと進む中で、これらと調和したまちづくりの方針や活用する方向性を見出し、景観施策を進めながら今日まで「まち」の景観形成を進めてきました。

参考：「水戸氏景観計画」「水戸市歴史的風致維持向上計画」



景観に配慮した整備を実施した都市景観重点地区「弘道館・水戸城跡周辺地区」

水戸市景観計画の全体図



水戸市が目指す景観まちづくり—「水戸らしい」景観形成と課題—

水戸市景観計画では、基本目標として「やすらぎとにぎわいが共存する風格ある「水戸らしい」景観づくり」とし、水戸市の「まち」の特徴を保全し、発展させることを目標としています。自然と歴史を基調とし、都市的な魅力を併せ持つ「まち」を「水戸らしい」景観づくりと定義しています。そのため、「まち」を形成する建築物の色彩や素材、大きさ、高さ、デザインなどの様々な点で、課題を踏まえた上で風格とやすらぎのある景観形成を目指しています。その課題として以下の5つを挙げています。

- 水と緑を基調とした水戸の自然特性と人工物の景観の調和を図るための課題
- 貴重な歴史資源を有効に生かし水戸の歴史性と調和したまち並みをつくるための課題
- 水戸らしい風格・魅力・先進性をそなえた市街地、道路、郊外・農村の景観を形成するための課題
- 良好な景観を次世代に残すための課題
- 水戸市らしさを演出するために期待される個別制限等の課題

5つの課題に共通するのは、水戸市の「まち」の特徴である「自然」・「歴史」を保全し、それらを生かすために「調和」を念頭に置いた市街地・郊外整備を重視しています。そしてそれは、「水戸らしい」資源として、次世代につなげていくことができるとしています。そのために、個別の建築物や工作物等に規制をかけ、「水戸らしい」資源の保全、新しい建築物から形成されるまち並みとの調和を目指しています。

水戸市の視察を終えて

景観行政の先進地である水戸市を視察し、先進地ならではの進んだ景観施策を見聞きできたことは、新しい「下田市景観計画」を検討していく上で参考になる点が多くありました。一方で、水戸市職員の皆さんから現状を伺うと、改めて景観施策の難しさも感じました。「水戸らしい」景観づくりを目指し、自然・歴史資源との調和を図るべく事業を展開していますが、水戸城跡や弘道館、偕楽園などの歴史資源と、現代建築物である住宅や高層ビル、マンションなどとの調和には、まだまだ課題がありました。もちろん、個人の財産であることから、法や条例等ルールに準拠した上で自由に建築することは当然の権利として認められています。しかし、「水戸らしい」景観を次世代につなげていくことを目標としている中で、景観資源と個人の自由とのその狭間で景観行政を進めていく難しさを口にされていたのが印象に残りました。



景観重要建造物第1号「二の丸角櫓」の眺望景観を阻害する既存建築物（駅前広場からの眺望）

下田市景観計画を見つめ直す

下田の「まち」の成り立ちを考える

新しい「下田市景観計画」を考えていく際に、重要な点となるのが市内をどのように「エリア・区域分け」を行っていくかです。下田は美しい海岸線、歴史的建造物の所在する旧下田町、伊豆急下田駅設置後に区画整理が進んだ市街地、下田の奥座敷と呼ばれた温泉街、田園風景が広がる里山など、市域に様々な「まち」の特徴を持っています。それらは時代の変遷と共に成立し、現代まで受け継がれてきた各地域の特色と言えます。こうした特徴を改めて整理し、次の世代へと受け継いでいくために、下田の歴史を振り返り、現在に続く「まち」の成り立ちについて考えてみたいと思います。

▶ 考古

下田における人々の生活の営みは、古くは8000年前の縄文時代早期の土器が出土した須崎の爪木崎遺跡や田牛の上の原遺跡から見る事ができます。その後、縄文時代前期・中期・後期と各時期の遺跡が出土し、吉佐美の田京山台地、柿崎の上の山台地、河内の湯原遺跡、稲梓の宮の前遺跡のような山麓に大きな集落が形成されていたと考えられています。

▶ 古代

大宝元年(701)に国郡制が導入され、伊豆国は田方・仲(那賀)・賀茂の3郡が置かれ、賀茂郡家(郡役所)が現在の南伊豆町下賀茂辺りに設置されたと考えられています。平安時代(794～1185年)中期に編さんされた『和名類聚抄』によると、賀茂郡は、賀茂・月間・川津・三島・大社の5郷がありました。賀茂郷は、現大賀茂地区、南伊豆町上賀茂・下賀茂地区にかけての地域を指し、月間郷は、現田牛・吉佐美地区、南伊豆町手石・小稲・湊・青市地区、川津郷は、現河津町から東伊豆町にかけての地域で、三島郷は、三宅島・神津島などの伊豆七島、大社郷は、当時三島神を合祀していた白浜神社に由来する郷名で、現白浜地区を中心に、稲梓・稲生沢・浜崎・下田地区を含むと考えられています。また、稲梓地区については、平城京二条大路で出土した天平7年(735)の木簡に「賀茂郡稲梓郷稲梓里」の表記が見え、稲梓の地名が奈良時代には存在し集落として成立していたことが判明しています。

▶ 中世

現在の河内地区、重福院に所在する宝篋印塔(県指定文化財)には、建立した人物として「沙弥智道」という人の名が刻まれています。このような格調高いものを建てられる地域の有力者の存在は、河内の集落が成立していたことの裏付けと言えます。こうした村落の形成が、田牛地区をはじめ、下田・横川・相玉・落合・白浜などほとんどの村落名を地域の有力者と共に文献上で確認でき、現在の市内各地域につながる村の形成が最も進んだ時期であると言えます。

また横川地区では、水神社から市内最古となる文和4年(1355)の棟札※1が見つかっており、同じく日枝神社には南北朝時代(1336～1392)に造られたと考えられる和鏡が残されていることから、集落として早い時期に発展していたと推測できます。このように、南北朝・室町時代には、市内各地域の動静を文献等で知ることができます。

中世の各地域の動静

稲梓地域	市内の室町・戦国時代の棟札の半数以上が所在。稲生沢川上流域の安定した農業生産力を背景に、中世における下田の1つの中心。地域の棟札の大半が横川地区に集中し、この地域の早期の発展と重要性が見られる。
稲生沢地域	〔河内〕向陽院：永正17年(1520)の棟札 ※「豆州稲生沢郷」の初見。 〔河内〕諏訪神社：永正15年(1518)の棟札 八幡神社：南北朝・室町時代の和鏡
浜崎地域	〔外浦〕八幡神社：天正16年(1588)の棟札 〔須崎〕両神社：平安・鎌倉・室町時代の和鏡 〔須崎〕観音寺：平安時代の仏像
朝日地域	大賀茂：大賀茂走湯神社 天文10年(1541)、永禄6年(1563)、同11年(1568)の棟札 吉佐美：吉佐美八幡神社 永禄3年(1560)の棟札
白浜地域	伊古奈比咩命神社に平安時代の記録

▶ 近世

下田町の発展と共に、その周辺の農村部と沿岸部から「まち」が構成されていきました。下田町は、天正18年(1590)に領主戸田忠次が下田奉行として配置され、奉行所などの公的機関を中心に「まち」の整備が進み、碁盤目状の町割が成立しました。現在、旧下田町の道路が格子状に配置されているのは、この頃に整備された町割を維持しています。

▶ 幕末

江戸時代を通じて「風待ち湊」として発展し続けた下田町でしたが、安政元年(1854)11月4日に発生した安政東海地震とそれに伴う津波により、壊滅的な被害を受けました。ある史料では、町内の9割超の家屋が全壊流出の被害を受けたとされ、下田町の街並みは崩壊しました。地震発生2年後に下田へ来航した、初代駐日アメリカ総領事タウンゼント・ハリスが記した『日本滞在記』によれば、当時の奉行所の役人が「下田は非常に貧しい土地で、未だ安政元年の地震の影響から回復していない」と話したと記録しています。下田町民は被災後、再び同じ町内に「まち」を再建し始めましたが、震災前に800軒超あった住居は、この時点で300軒ほどしか再建できていなかったとされ、柿崎地区の玉泉寺に米国領事館が設置された安政3年8月以降に描かれたとされる絵図においても、町内には多くの空き地や、建築資材が置かれた現場なども確認でき、下田町の復興はかなりの時間がかかったと考えられます。その後、どのように「まち」を復興していったのか、詳細を確認する資料等は残されていませんが、江戸時代に成立した町割をもとに「まち」を再建し、新しい時代へと進んでいくこととなります。

▶ 明治～現代

江戸時代に1町28村で構成されていた下田の「まち」は、明治22年(1889)の市制町村制の施行により、下田町・稲梓村・稲生沢村・浜崎村・朝日村の1町5村に再編されます。(のちに明治29年(1896)浜崎村から白浜村が分離。)その後、下田の産業の発達と共に、現在の下田市へとつながる「まち」の整備が進められていきます。昭和30年(1955)に1町5村が合併し下田町となり、昭和46年(1971)に現在の下田市となります。

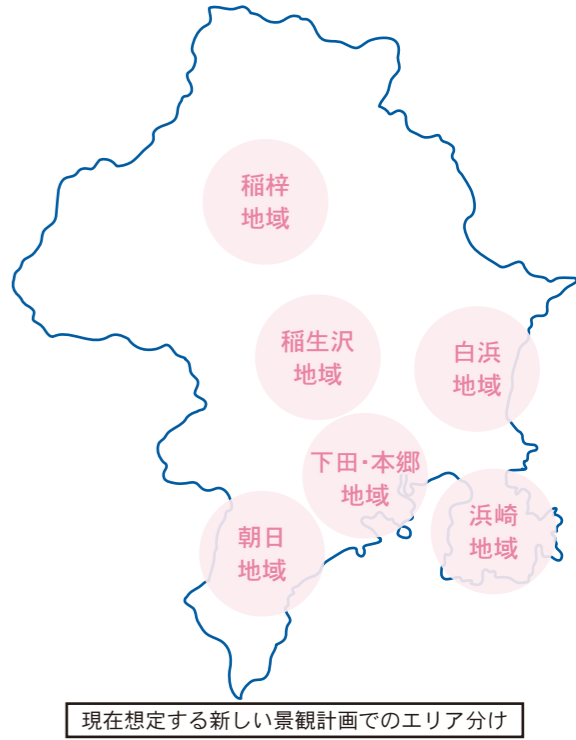
明治22年(1889)の合併



歴史から考える下田の「まち」の成り立ち

下田の「まち」の成り立ちについて考えてみると、古くは縄文時代より始まった人々の生活が、その時代時代の人々の生活において少しずつ「まち」が形成され、今私たちが暮らす現在の「まち」へとつながっていることが分かります。海に面した地域では、これまでに海と関わってきた中で生活様式や文化を形成し、また里山では農業との関わりの中で同じく生活様式や文化を形成してきています。時代が進み、「江戸」という巨大な「まち」の成立と共に大きく発展した下田町は、その後の時代の変遷に翻弄されながらも現在までその町割を残し、地域の生活や文化を現代に伝えています。このように現在の各「まち」の特徴を捉え、さらにその背景にあるこれまで伝えられてきた歴史や文化も踏まえた上で、私たちは自らが暮らす「まち」を考えることが大切です。

こうした整理のもと、新しい「下田市景観計画」では、右のように「エリア・区域分け」をしたいと考えます。各地域の「まち」の特徴を背景に、これからどのような「まち」づくりをしていくのか、景観計画を見つめ直すことで、これから考えていきたいと思っています。



景観まちづくり助成金制度について

下田市では、“景観まちづくり基金”を創設し、これまで運用してきました。基金の活用方法としては、景観まちづくりに寄与する活動に対して助成金制度による財政的な支援を行い、良好な景観の維持・保全、活用に取り組んでいます。基金の原資は、皆さんよりお寄せいただいた“ふるさと納税”により運用しています。

景観まちづくり助成金はどうやって使うことができるの？

助成金を利用するには、3つの項目のどれかに該当する必要があります。3つの条件は、次のとおりです。

① 下田登録まち遺産又は歴史的風致形成建造物の維持管理及び修繕等で条件に該当するもの

景観的価値を損ねることなく維持管理又は修繕を行う場合、もしくはそれまで活用していなかった登録まち遺産を計画に基づき保全活用する場合に適用されます。

◆ 歴史的風致形成建造物 第2号 土藤商店 (令和2年度 木製引戸への改修事業)



改修前



改修後

歴史的風致形成建造物に指定されている土藤商店は、明治20年(1887)に主屋及び倉庫が建てられたという伝承があり、明治26年(1893)の銅板画や大正5年(1916)に撮影された古写真で確認することができます。市では、土藤商店の前面道路を修景舗装し、隣接する空き地にポケットパークを新設するなど、一帯として良好な景観の形成を図るよう事業を進めています。

◆ 歴史的風致形成建造物 第3号 櫛田蔵 (平成24年度 リニューアル事業※倉庫→カフェ・CDショップ)



改修前



改修後

歴史的風致形成建造物に指定されている櫛田蔵は、明治40年(1907)頃に建てられたという伝承が残り、平成19年(2007)頃まで倉庫として利用されていました。平成20年(2008)頃、大学の教員や学生、市民らに関わり、建物の活用を検討するプロジェクトが立ち上がりました。様々な検討の結果、所有者である櫛田さん自ら、飲食店の開業を決定し、平成25年(2013)2月にカフェ・CDショップとしてオープン。今年で開業10周年を迎えられました。

② 周辺の景観に配慮した庭先又は玄関先にするための協定に基づく活動

3軒以上が参加する協定において、庭先や玄関先を植栽等で景観的に配慮する場合に適用されます。



三丁目花通りの会
周辺の景観に配慮した庭先又は玄関先にするための協定



大横町花通りの会
周辺の景観に配慮した庭先又は玄関先にするための協定

③ 景観まちづくり推進組織の活動

景観まちづくり推進組織が行う活動に対して適用されます。

景観まちづくり基金のこれまで

景観まちづくりを推進するため、下田市では市民の皆さんよりお寄せいただいた寄附や、ふるさと納税を原資とした“景観まちづくり基金”を設置し、運用させていただいています。

基金は、登録まち遺産や歴史的風致形成建造物の維持管理や修繕、景観に関する協定を結ぶ団体や景観まちづくり推進組織の活動資金への助成金として活用しています。

年度	積立額(円)	取崩額(円)	累計額(円)
平成22年(2010)	1,530,000	0	1,530,000
平成23年(2011)	1,485,000	0	3,015,000
平成24年(2012)	1,100,000	2,000,000	2,115,000
平成25年(2013)	1,310,000	0	3,425,000
平成26年(2014)	1,055,005	0	4,475,005
平成27年(2015)	6,821,800	926,000	10,370,805
平成28年(2016)	9,505,310	104,000	19,772,115
平成29年(2017)	5,100,498	208,785	24,663,828
平成30年(2018)	6,819,640	1,260,945	30,222,523
令和元年(2019)	8,788,817	1,179,441	37,831,899
令和2年(2020)	5,853,793	3,620,727	40,069,965
令和3年(2021)	9,534,998	2,916,364	46,688,996
令和4年(2022)	9,770,883	2,188,346	52,148,808

※令和4年(2022)度ふるさと納税実績値

寄附件数：620件 寄附金額合計：23,113,000円

※令和5年度積立額・取崩額・累計額は、精算が済み次第お知らせいたします。

令和4年度景観まちづくり助成金活用状況

令和4年度の景観まちづくり助成金の活用状況についてお知らせします。これらの助成金は、上段で記載しましたように、市民の皆さんよりお寄せいただいた寄附金を“景観まちづくり基金”として積立てし、その積立金から運用しています。「歴史のまち 下田」を象徴する歴史的建造物は、歴史的まちなみ景観を形成する中心的役割を担います。それら建造物は、所有者の皆さんがこれまで管理され、活用されてきたことで、現在まで大切に受け継がれています。その管理には日常的なものから大きな修繕、工事まで様々ですが、歴史的な建造物であるが故に、現代建築物とは異なる苦労や金銭的負担があると伺っています。こうした取組みへの一助となるよう、条例や助成金交付要綱に基づき財政的支援をさせていただいています。所有者の皆さんの努力と、市民の皆さんからの支援をいただきながら、後世に伝えるべき大切な下田の「まち遺産」を守り、受け継ぐべく活動を続けていきます。

	名称	助成対象	助成額(円)	事業内容
1	雑忠	歴史的風致形成建造物 登録まち遺産	2,000,000	外壁(なまこ壁等)修繕・伊豆石壁修繕
2	安直楼		1,785,333	屋根修繕(瓦葺替え・下地木材入替え)
3	草画房		149,013	建物入口改修(復元)
4	平野屋		220,000	外壁(なまこ壁)等修繕



平野屋

外壁(なまこ壁)等修繕

修繕前

修繕後

雑忠

外壁(なまこ壁等)修繕

伊豆石壁修繕

伊豆石堀

離れの門



下田市景観計画における届出対象行為について

下田市景観計画における届出対象行為について

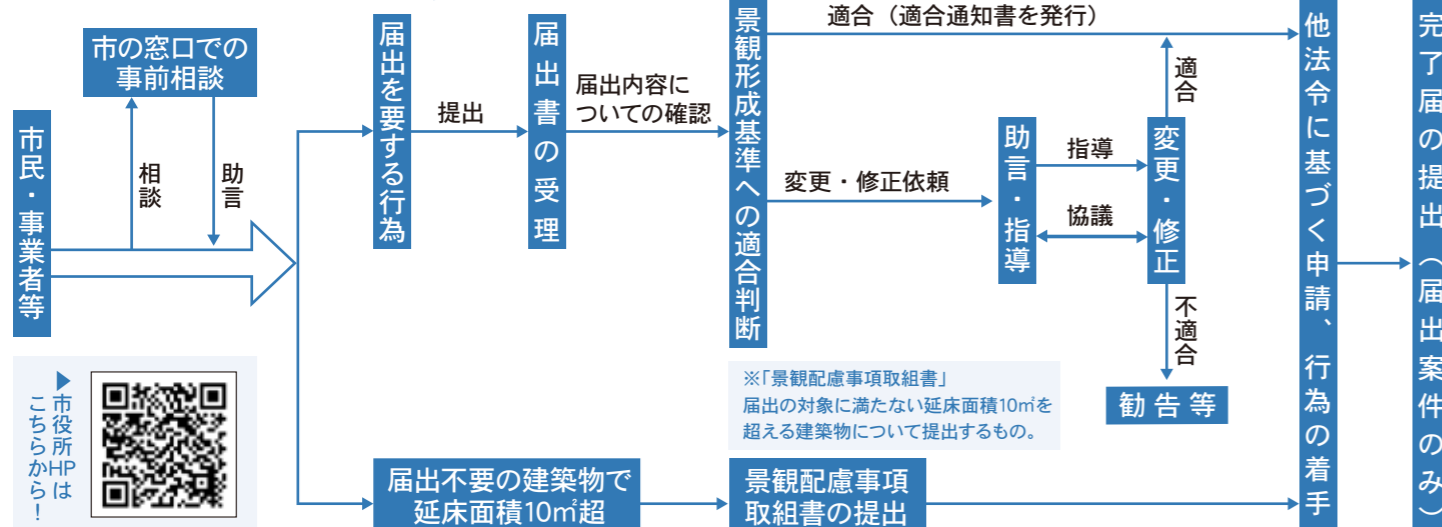
下田市景観計画では、その対象区域を市内全域に設定しています。これにより、市内において一定規模以上の行為を行う場合には、景観法第16条に基づき、届出をするよう定められています。

届出を要する規模については、行為の種類によって定められています。また、市内においても、景観的特徴のある地域をさらに「ゾーン」として区分けしており、規模の数値基準が異なります。詳しくは、建設課景観法担当又は市役所HPをご覧ください。

景観法に基づく届出対象行為

行為の種類	届出を要する規模			
	市域全域 (景観誘導ゾーン、景観重点地区以外)	景観誘導ゾーン	景観重点地区	
建築物 (沿道型商業施設を除く)	高さ13m超又は延床面積500㎡超	高さ10m超又は延床面積300㎡超	延床面積10㎡超	
沿道型商業施設	敷地面積500㎡超又は延床面積250㎡超	敷地面積300㎡超又は延床面積150㎡超		
工作物	・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱・木柱類	高さ15m超	高さ3m超	
	・送電鉄塔類	※届出対象外※		
	・煙突類	高さ6m超		
	・記念塔類	高さ4m超		
	・高架水槽、サイロ、物見塔類	高さ13m超	高さ8m超	
	・エレベーター類	高さ13m超又は築造面積500㎡超	高さ10m超又は築造面積300㎡超	高さ3m超又は築造面積10㎡超
	・遊戯施設(コースター等)		高さ10m超又は築造面積300㎡超	高さ3m超又は築造面積10㎡超
	・製造施設、貯蔵施設類	高さ10m超又は設置面積500㎡超	高さ10m超又は設置面積300㎡超	高さ3m超又は設置面積10㎡超
	・擁壁	高さ5m超	高さ2m超	高さ1m超
	・法面、垣、柵、塀類	高さ5m超	高さ2m超	高さ1m超
・高架道路、高架鉄道、橋梁類	幅員13m超又は高さ5m超	幅員10m超又は高さ3m超	幅員10m超又は高さ3m超	
・索道施設(ロープウェイ等)	高さ20m超	高さ13m超	高さ13m超	
・太陽光発電設備	高さ10m超又は設置面積500㎡超	高さ10m超又は設置面積300㎡超	高さ3m超又は設置面積10㎡超	
・風力発電設備類		高さ10m超又は設置面積300㎡超	高さ3m超又は設置面積10㎡超	
開発行為(宅地造成)	面積2,000㎡超	面積1,000㎡超	面積300㎡超	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更				
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	敷地内の堆積面積の合計2,000㎡超又は堆積の高さ5m超	敷地内の堆積面積の合計1,000㎡超又は堆積の高さ3m超	敷地内の堆積面積の合計300㎡超又は堆積の高さ3m超	

行為着手までの手続きの流れ



『下田まち遺産手帖』バックナンバー

創刊準備号 2012年6月20日発行 表紙：認定番号59 深根城址

創刊号 2012年6月20日発行 表紙：認定番号84 報本寺 山随権現祭礼囃し

vol.2 2012年12月13日発行 表紙：認定番号31 爪木崎

vol.3 2013年3月8日発行 表紙：登録番号13 蓮台寺温泉 だけ桃の里

vol.4 2013年8月30日発行 表紙：認定番号16 白濱神社 御三釜

vol.5 2013年11月28日発行 表紙：認定番号54 田牛海岸

vol.6 2014年3月28日発行 表紙：認定番号68 ベリー上陸記念碑

vol.7 2014年8月1日発行 表紙：認定番号28 吉田松陰寓居処

vol.8 2014年10月27日発行 表紙：認定番号66 神子元島灯台

vol.9 2015年3月16日発行 表紙：登録番号11 渡邊蔵

vol.10 2015年8月5日発行 表紙：認定番号95 下田漁港 金目鯛

vol.11 2016年3月8日発行 表紙：認定番号122 下田公園開園広場からの眺望

vol.12 2016年11月1日発行 表紙：認定番号6 はまぼう樹林

vol.13 2017年1月30日発行 表紙：認定番号105 落合高根神社 鬼射

vol.14 2018年3月16日発行 表紙：認定番号119 蓮台寺天神社 大日如来坐像

vol.15 2018年9月7日発行 表紙：認定番号107 田牛八幡神社おっぴいしゃり

vol.16 2019年3月30日発行 表紙：認定番号26 尾ヶ崎ウイングからの眺望

vol.17 2020年2月7日発行 表紙：認定番号78 武ヶ浜波除と今村公助功碑

vol.18 2020年4月30日発行 表紙：認定番号1 入田浜

vol.19 2020年12月18日発行 表紙：登録番号3 柳田蔵

vol.20 2022年3月1日発行 表紙：認定番号51 寝姿山からの眺望

vol.21 2022年10月1日発行 表紙：認定番号151 稲穂の稲作風景

vol.22 2023年3月31日発行 表紙：認定番号139 お吉桜(国道414号 真作)

一景観まちづくりへの決意

下田市では、平成21年(2009)12月17日に「下田市景観まちづくり条例」の制定と、「下田市景観計画」を策定しました。
市民が誇りに思い、次世代に継承したい、下田を象徴し、下田らしいものを「下田まち遺産」と名付け、市の景観施策の柱としてきました。この下田まち遺産を“未来へつなげていく”ことを目指し、「知る」・「創り」・「育てる」の三本柱を景観まちづくりの方針として推進してきました。三本柱の方針の内、「知る」取組みの1つとして市の景観広報誌『下田まち遺産手帖』の発行を平成24年(2012)に開始し、これまで11年間で計23冊を発行してきました。これからも市民共有の財産として、この「下田まち遺産」を未来へつなげるべく、取組を続けていきます。

＜バックナンバー問合せ先＞
下田市建設課都市住宅係
まち遺産手帖 担当
TEL：0558-22-2219
Mail：kensetsu@city.shimoda.lg.jp
※一部在庫が無い号もあります。ご了承ください。



下田まち遺産を未来へ

私たちのまち下田には、自然、歴史、文化及び人の暮らしに関連する貴重な資源が数多くある。その中で、市民が誇りに思い、次世代へ継承していくべき、下田を象徴し、下田らしさが感じられるものが「下田まち遺産」であり、市民共有の財産となっている。

この下田まち遺産を絶やすことなく、新たに創り出し、未来に活かしていくことが、私たちのふるさと下田の魅力を高め、豊かな発展をもたらすものである。

そこで、下田に携わる私たち全てが、下田まち遺産の価値や景観の重要性を認識し、協働によって下田まち遺産を活かしたまちづくりを推進する。

—下田市景観まちづくり条例 前文より—

写真：「登録番号：3 柳田蔵」の伊豆石壁

『下田まち遺産手帖 vol.23』令和5年(2023)11月30日発行

発行元：下田市建設課 協力：下田市景観まちづくり市民会議

TEL:0558-22-2219 Email:kensetsu@city.shimoda.lg.jp

『下田まち遺産手帖』は、下田市が発行する景観広報誌です。市内の公共施設や商業施設等で無料配布しています。過去の刊行物や下田まち遺産に関する情報は、市HPで確認できます。下田市HP <https://www.city.shimoda.shizuoka.jp>



下田まち遺産HPは
こちらから